

令和4年9月9日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
13番	荒木春吉	委員	14番	柏倉信一	委員
15番	木村寿太郎	委員	16番	伊藤正彦	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	武田伸一	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略 課長	小泉尚	財政課長
安彦絵美	税務課長	大江幸範	市民生活課長
東海林恒	防災危機管理 課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	健康福祉課長	武田栄治	高齢者支援課長
志鎌重美	子育て推進課長	柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長
菖蒲郁雄	病院事務長補佐	今野育男	学校教育課長
渡邊健一	生涯学習課長	渡辺智昭	スポーツ振興 課長
船田孝夫	監査委員	沖津一博	監査委員
木村幸一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和4年9月9日(金) 本会議休憩中開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会委員長の互選について
〃 2 認第 1号 令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 2号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 3号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 4号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 5号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 6号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 8 認第 7号 令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 9 議第39号 令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 10 議第40号 令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 11 議案説明
〃 12 質疑
〃 13 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時45分

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○月光裕晶副委員長 おはようございます。

現在、委員長不在となっておりますので、委員会条例第12条第1項の規定により、委員長が互選されるまでの間、副委員長の私が委員長の職務を行います。暫時の間、御協力をお願いいたします。

ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

寒河江市議会決算特別委員会
委員長の互選について

○月光裕晶副委員長 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会委員長の互選についてを議題といたします。

これより、委員長の互選を行います。お諮りいたします。委員長の互選については

指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には阿部 清委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には阿部 清委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○阿部 清委員長 おはようございます。

ただいま委員皆様から御推選いただきました阿部でございます。不慣れなところは皆様よりカバーをしていただきながら進行してまいりたいと思いますので、よろしく願いを申しあげ挨拶といたします。よろしくお願ひします。

座らせていただきます。

それでは、議事に入ります。

議 案 上 程

○阿部 清委員長 日程第2、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○阿部 清委員長 日程第11、議案説明であります。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてまでの6案件について当局より説明を求めます。柏倉会計管理者。

○柏倉信一会計管理者(兼)会計課長 おはようございます。

令和3年度寒河江市一般会計及び特別会計決算の概要について御説明申しあげます。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

なお、金額につきましては、1,000円未満の数字は切捨てとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

歳入について御説明いたします。令和3年度寒河江市歳入歳出決算書の3ページ、4ページを御覧ください。

款ごとの収入済額と前年度と比較した増減率を申しあげます。

第1款市税は収入済額が50億3,290万4,000円で、前年度比1.8%の減であります。

第2款地方譲与税は1億3,533万4,000円で、5.6%の減。

第3款利子割交付金は312万8,000円で、26.1%の減。

第4款配当割交付金は1,523万9,000円で、55%の増。

第5款株式等譲渡所得割交付金は1,984万3,000円で、36.3%の増。

第6款法人事業税交付金は5,520万8,000円で、107.5%の増。

第7款地方消費税交付金は10億547万1,000円で、8.8%の増。

5ページ、6ページを御覧ください。

第8款自動車取得税交付金はゼロ円で、増減なしであります。

第9款環境性能割交付金は931万6,000円で、5.3%の減。

第10款地方特例交付金は1億7,426万1,000円で、269.7%の増。

第11款地方交付税は49億3,592万6,000円で、11.1%の増。

第12款交通安全対策特別交付金は728万6,000円で、4.8%の減。

第13款分担金及び負担金は1億185万8,000円で、25.9%の減。

第14款使用料及び手数料は7,452万5,000円で、4.3%の減。

第15款国庫支出金は41億3,942万8,000円で、46.1%の減。

7ページ、8ページを御覧ください。

第16款県支出金は14億2,217万4,000円で、11.3%の増であります。

第17款財産収入は4,506万7,000円で、3.1%の減。

第18款寄附金は39億4,456万5,000円で、30.9%の減。

第19款繰入金は30億4,116万9,000円で、1.7%の減。

第20款繰越金は5億8,605万9,000円で、168.3%の増。

第21款諸収入は12億8,424万7,000円で、1.1%の減。

第22款市債は13億3,440万円で、17.4%の減であります。

以上、歳入合計は収入済額273億6,741万2,000円で、前年度比14.2%の減であります。

次に、歳出であります。9ページ、10ページを御覧ください。

款ごとの支出済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款議会費は支出済額が1億6,545万7,000円で、1.7%の増。

第2款総務費は74億3,352万9,000円で、44.9%の減。

第3款民生費は74億1,764万5,000円で、18.4%の増。

第4款衛生費は17億3,442万2,000円で、10.4%の増。

第5款労働費は2,199万4,000円で、0.1%の

増。

第6款農林水産業費は4億9,046万7,000円で、14.5%の増であります。

11ページ、12ページを御覧ください。

第7款商工費は22億3,129万1,000円で、9.4%の減。

第8款土木費は26億838万4,000円で、36.8%の増。

第9款消防費は6億1,632万5,000円で、5.5%の減。

第10款教育費は17億9,607万1,000円で、13.4%の減。

第11款災害復旧費は2億5,038万7,000円で、8.7%の減。

第12款公債費は16億2,746万7,000円で、0.6%の増であります。

以上、歳出合計は支出済額263億9,344万4,000円で、前年度比14.6%の減であります。

13ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は9億7,396万7,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源9,474万5,000円を差し引いた実質収支額は8億7,922万2,000円で、前年度比12.9%の増であります。

また、地方自治法第233条の2及び寒河江市財政調整基金条例の規定により、財政調整基金に4億4,000万円を繰り入れ、残る4億3,922万2,000円は翌年度に繰越しをしております。

次に、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

14ページ、15ページを御覧ください。

歳入であります。第1款国民健康保険税は収入済額7億7,235万6,000円。

第4款県支出金28億7,603万1,000円。

第6款繰入金3億2,390万8,000円。

第7款繰越金1億1,892万3,000円などであり、

歳入合計は41億9万9,000円で、前年度比7.9%の増であります。

次に、歳出であります。16ページ、17ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額27億5,509万4,000円。

第3款国民健康保険事業費納付金9億6,320万円などあります。

18ページ、19ページを御覧ください。

歳出合計は39億4,036万9,000円で、前年度比7.1%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は1億5,973万円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

20ページ、21ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額3億8,752万6,000円。

第3款繰入金1億3,071万1,000円などで、歳入合計は5億4,017万5,000円で、微増であります。

次に、歳出であります。22ページ、23ページを御覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額5億1,544万7,000円などで、歳出合計は5億2,867万9,000円で、前年度比0.3%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は1,149万6,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第4号令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

24ページ、25ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額9億2,386万円。

第3款国庫支出金11億6,836万2,000円。

第4款支払基金交付金10億9,702万9,000円。

第5款県支出金6億840万4,000円。

第7款繰入金6億4,107万7,000円などあります。

26ページ、27ページを御覧ください。

歳入合計は45億3,906万2,000円で、前年度比1.5%の増であります。

次に、歳出であります。28ページ、29ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額39億7,269万4,000円。

第4款地域支援事業費1億6,181万8,000円などであり、歳出合計は43億1,365万1,000円で、前年度比1.4%の減であります。

30ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は2億2,541万1,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

31ページ、32ページを御覧ください。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は収入済額698万4,000円などであり、歳入合計は2,537万1,000円で、前年度比13.9%の減であります。

次に、歳出であります。33ページ、34ページを御覧ください。

第1款介護認定審査会費は支出済額1,989万5,000円で、歳出合計も同額であり、前年度比29.0%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は547万5,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

35ページ、36ページを御覧ください。

歳入であります。第1款高松財産区は収入済額19万8,000円。

第2款醍醐財産区21万3,000円。

第3款三泉財産区27万5,000円で、歳入合計は68万7,000円で、前年度比0.1%の減であります。

次に、歳出であります。37ページ、38ページを御覧ください。

第1款高松財産区は支出済額11万2,000円。

第2款醍醐財産区20万円。

第3款三泉財産区15万7,000円で、歳出合計は46万9,000円で、前年度比9.0%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は21万8,000円となり、これは翌年度へ繰越ししております。

以上、一般会計及び5特別会計の決算の概要について御説明を申しあげましたが、詳細につきましては、事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧くださいようお願い申し上げます。

○阿部 清委員長 次に、認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について当局より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 おはようございます。

認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきまして、1,000円未満の数字は切捨てさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最初に、1ページ、令和3年度決算報告書(税込み)の収益的収入及び支出であります。

収入の決算額は、第1款病院事業収益19億6,976万4,000円、その内訳は第1項医業収益が16億1,179万7,000円、第2項医業外収益が3億5,796万7,000円であります。

支出は、第1款病院事業費用が19億6,425万3,000円、その内訳は第1項医業費用19億4,677万2,000円、第2項医業外費用1,748万1,000円あります。

次に、2ページ、資本的収入及び支出であります。

収入の決算額は、第1款資本的収入が8,777万8,000円で、その内訳は第1項企業債3,360万円、第2項他会計負担金5,417万8,000円あります。

支出は、第1款資本的支出が1億3,491万1,000円で、その内訳は第1項建設改良費4,521万5,000円、第2項企業債償還金8,969万6,000円あります。

また、支出額に対する収入不足額4,713万3,000円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、3ページ、損益計算書であります。1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計16億1,029万3,000円あります。

2の医業費用は、給与費、材料費など合計19億1,619万3,000円あります。

3の医業外収益は、他会計負担金や補助金などで合計3億5,688万1,000円あります。

4の医業外費用は、企業債利息など合計6,321万4,000円あります。

経常損失は1,223万1,000円となっております。

この結果、当年度純損失は経常損失と同額の1,223万1,000円となり、当年度未処理欠損金は3,900万2,000円となりました。

また、4ページは剰余金計算書及び欠損金処理計算書ありますが、先ほど申しあげた当年度未処理欠損金3,900万2,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、5ページ、貸借対照表であります。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が12億1,341万8,000円で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資2,173万2,000円を加え、合計12億3,520万3,000円あります。

2の流動資産であります。現金預金、未収

金及び貯蔵品で合計4億984万5,000円であり
ます。

この結果、資産合計は16億4,504万8,000円
であります。

次に、負債の部であります。1の固定負債
は企業債及びリース債務で合計2億6,105万
7,000円であり、2の流動負債は未払金、企業
債、引当金など2億4,912万8,000円であり
ます。

3の繰延収益は、長期前受金2億5,899万円
から長期前受金収益化累計額1億6,028万9,000
円を引いた9,870万円となり、この結果、負債
合計は6億888万6,000円であります。

次に、資本の部であります。1の資本金は
10億3,710万3,000円、2の剰余金は資本剰余金
が3,806万円、欠損金が3,900万2,000円で、剰
余金合計はマイナス94万1,000円となり、資本
合計は10億3,616万1,000円であります。

この結果、負債資本合計は16億4,504万8,000
円であり、資産合計と同額となるものであり
ます。

なお、6ページ以降に附属資料を添付して
おりますので、御参照くださるようお願いいた
します。

以上、寒河江市立病院事業会計の決算につ
いて御説明を申しあげました。よろしくお願
い申しあげます。

○阿部 清委員長 次に、議第39号令和3年度寒
河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定
について及び議第40号令和3年度寒河江市下
水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ
いての2案件について当局より説明を求め
ます。伊藤上下水道課長。

○伊藤 孝上下水道課長 私から、議第39号
令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分
及び決算の認定について御説明申しあげ
ます。

金額につきましては、1,000円未満の金額
は省略させていただきますので、どうぞよろ
しくお願いいたします。

決算書1ページを御覧願います。

決算報告書でございますが、消費税込みの
金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。
収入の第1款水道事業収益の決算額は、前
年度比0.5%増の11億1,325万円で、支
出の第1款水道事業費用の決算額は、前年
度比1.2%減の9億9,419万1,000
円であります。

次に、2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の
第1款資本的収入の決算額は、前年度比
123.1%増の1億9,651万3,000円
で、支出の第1款資本的支出の決算額は、
前年度比6.3%増の4億8,095万3,000
円であります。この結果、収入額が支出
額に対して不足する額2億8,443万9,000
円は、欄外下段に記載のとおり過年度分
及び当年度分損益勘定留保資金などで補
填しております。

次に、3ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消
費税抜き金額となっております。

1の営業収益は給水収益が主なもので、
合計9億3,199万8,000円であり
ます。

2の営業費用は浄水及び配給水費など
合計8億9,348万6,000円であり
ます。

3の営業外収益は受託金及び長期前受
金戻入など合計8,824万6,000円
であります。

4の営業外費用は支払利息など合計
3,144万円であります。

5の特別利益は1,000円であり
ます。

6の特別損失は186万1,000円
であります。

この結果、当年度純利益は9,345万
8,000円であり、これに前年度繰越利
益剰余金5,726万2,000円を加えた
当年度未処分利益剰余金は1億5,072
万1,000円であります。

次に、4ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度から
の増減はなく、1,584万6,000
円であります。

次に、利益剰余金であります。前年度から繰り越した未処分利益剰余金処分後残高5,726万2,000円に当年度純利益9,345万8,000円を加えることにより、当年度末残高は1億5,072万1,000円であります。

この結果、利益剰余金合計年度末残高は8億5,577万3,000円となったところであります。

次に、6ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は104億2,735万3,000円であります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益で、負債合計は30億9,472万6,000円であります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金で、資本合計73億3,262万7,000円あります。

その結果、負債と資本の負債資本合計104億2,735万3,000円となり、前の資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申しあげます。

戻っていただきまして、5ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申しあげます。

未処分利益剰余金当年度末残高1億5,072万1,000円から減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に7,340万円、合計9,340万円を積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,732万1,000円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、8ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしくお願い申しあげます。

続きまして、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申しあげます。

決算書1ページを御覧願います。

金額につきましては、1,000円未満の数字は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款下水道事業収益の決算額は前年度比4.3%増の15億7,177万9,000円で、支出の第1款下水道事業費用の決算額は前年度比1%増の14億8,121万9,000円あります。

次に、2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は前年度比0.4%減の6億2,079万2,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は前年度比0.5%減の11億5,414万円あります。この結果、収入が支出に対して不足する額5億3,334万8,000円は、欄外下段に記載のとおり過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、3ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は下水道使用料、雨水処理負担金が主なもので、合計6億2,931万4,000円あります。

2の営業費用は汚水・雨水施設及び浄化槽に係る維持管理費及び減価償却費などが主なもので、合計12億9,445万円あります。

3の営業外収益は他会計負担金補助金及び長期前受金戻入などが主なもので、合計8億8,759万8,000円あります。

4の営業外費用は支払利息など合計1億5,626万1,000円あります。

5の特別利益は6,000円あります。

6の特別損失は175万9,000円あります。

この結果、当年度純利益は6,444万7,000円あります。これに前年度繰越利益剰余金9万

1,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は6,453万8,000円であります。

次に、4ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく3億1,250万8,000円であります。

次に、利益剰余金であります。昨年度から繰り越した未処分利益剰余金処分後残高9万1,000円に当年度純利益6,444万7,000円を加えることにより、当年度末未処分利益剰余金残高は6,453万8,000円であります。

次に、6ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は235億1,091万9,000円あります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益であり、負債合計199億3,962万5,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金であり、資本合計35億7,129万3,000円となり、負債と資本の合計、負債資本合計は235億1,091万9,000円で、前の資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申しあげます。

戻っていただきまして、5ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申しあげます。

未処分利益剰余金当年度末残高6,453万8,000円から減債積立金に6,440万円を積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高13万8,000円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、9ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしく願い申しあげます。

質 疑

○阿部 清委員長 日程第12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力をお願いします。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありますか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 決算の歳出全般について、私、総務産業常任委員会所属ですけれども、そちらの分野、あと厚生文教常任委員会の分野全てを含めて質問させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○阿部 清委員長 はい、お願いします。

○後藤健一郎委員 この令和3年度というのは、新型コロナを前提とした新型コロナ対応元年、もしくは対策元年というべき年度だったかと思えます。そういう点からこの決算議会では質問させていただきたいんですけれども、まずは不用額についてであります。令和2年度は新型コロナの影響で予算は普通に成立しておりますので、予定していた事業ができない年度だったかと思えますけれども、令和3年度は新型コロナというものも分かっている、前提とした予算を組んだ年かと思えます。令和2年度ほどではありませんけれども、不用額が例年より多額になっております。それぞれの項目については各分科会等で審査すると思うんですけれども、先ほど申しあげたとおり、令和3年度はコロナを織り込んでの予算だったので、この多額という要因は、ただ単にコロナが要因ということではな

と思うんですが、全体を通してのこの不用額についての主な要因を教えてくださいと思います。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、不用額というのは予算額と執行額の差から翌年度に繰り越すべき額を引いたものが不用額となるわけでありまして、令和3年度の一般会計の決算では16億6,400万円で、令和2年度においては18億3,800万円でありました。

ただいま後藤委員からコロナということもありましたが、不用額が生じる要因というのは、大きく分けて2種類あるわけですね。

1つは、予定した当初の計画どおりに事業がうまく進まないで、その分の事業費も減って、その分が不用額となったということが1つ大きな要因としてあります。例えば国庫補助金を使っている道路整備事業などもそういう要因があったわけでありまして、国庫補助金がうまく入ってこない、その分事業が進捗できない。我々としては、年度途中でもやっぱりもう1回国庫補助をもらいたいということで申請をしながら、予算は減らさずに、申請をして、またもらえれば事業が進捗できる。けどもらえなかったの、また不用額が生じてしまうというケースもあるわけですね。

あと、コロナについて、コロナを前提として予算をしていたのに何でこんなに不用額が出るのかというような御指摘かと思いますが、コロナについては、御案内のとおり、結果的には令和3年度もコロナの感染拡大は継続していったわけでありまして、我々としてはいつ収まるか分からない、収まってほしいということで、収まったときにいろんな事業ができるのではないかと想定した上で予算を計上しておりました。ですから、令和3年度もある程度の事業は予算化しておいたわけでありまして、例えば観光事業でありますとか、

いろんな交流事業などは、なかなかコロナが思ったほど収束しないという状況、最初から分かっていたらそうなんですけれども、途中ではなかなか分からないということがあって、それは予算を組んでおいたけれども事業が進捗できないというケースが一つの要因としてあります。

また逆に、予算を計上して、その事業がより効果が多く生じて、執行額が逆に少なくて済んだというケースもあるわけでありまして。例えて言うならば、競争入札などによって予定した額よりも実際の落札額が減ったなどということになれば、その請差は不用額、不用額というんですかね、要らなくなったということになるわけでありまして、また、今回の決算でお示しをしておりますが、病院事業などは予定した事業をさらに効果的に進めていただいたことによって、一般会計からの繰り出しが去年と比較して1億円、今年の当初予算から比べれば8,000万円少なくて済んだということで、必ずしも事業がうまくいかないから不用額が生じたということだけではなくて、逆にいろんな努力によって執行額が少なくて済んだというケースなどもあるということで分析をしているところであります。

○阿部 清委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 ありがとうございます。結局できなかっただけではなくて、費用対効果が高くなった、あとは経費削減のところもあったというお答えでありましたけれども、市民の方からお話なんか聞いて回っておりますと、予算を余らせると、次の年に予算がつかなくなるから、年度末道路工事が多いんだべみたいな、こういうイメージを、これは本当に分かりやすい一つの事例ですけれども、そういったイメージを持っていらっしゃる方というのもしらっしゃいます。私、そういうお話が出たときは、いや、もう今はそういう使い切り予算なんていうことではなくて、もう適切に無駄な出費のないように考えてやっていますというふうに私はお話し

ているんですけれども、この不用額、不用額という言葉が適切なのか分かりませんが、この不用額に関して、市長の見解をお伺いできればと思います。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、当初予算編成の際にはできるだけ不用額がないように、予算が計画どおりに予定どおりに執行して欲しいという意味で当初予算を編成しているわけがありますけれども、いろんな1年間の状況の変化によって、そういう執行額が変わってくるということは多いケースとしてあるわけでありませ

す。そういう意味で、今後藤委員がおっしゃるような、予算は使い切らなきゃいかんという考え方は、今そういう考え方は一切持っていません。必要なものは予算を途中でも確保するという、あるいは必要ではないと判断したものは途中であっても変更するというようにしております。市民の皆さんからいただいた貴重な血税でありますので、1円たりとも無駄な使い方をしないように、日頃からそういう心がけをして、市民福祉の向上、市勢発展のために予算を使わせていただきたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○阿部 清委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。この決算議会が終わると、次は令和5年度の予算を組むことになると思うんですが、この不用額どうこうというところではなくて、まさに必要なところに予算をかけていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 まず166ページ、4款1項1目、母子保健指導事業についてであります。こ

れ説明書を見ますと、ここ数年に比べて教室とか相談事業の開催の回数が多いようですけれども、その要因というのは、ただ単に、例えば新生児が多かったからということなんでしょうか。それとも、例えばコロナ感染対策のために少人数で開催したために回数が多くなったというコロナに起因するものなのか。そのところを教えてください。

○阿部 清委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、教室についてであります。会場内の密を避けるために1回当たりの参加人数を制限しておりますので、開催回数が増えております。

具体的には、パパママスクールわくわく育児編での沐浴実習などの体験型教室につきましては、令和元年度は1回の参加人数を15から20組だったものを、令和3年度では1回3組に制限して行いました。したがって、開催回数が令和元年度の8回、延べ人数105人から、令和3年度では26回、延べ人数137人へと増加しております。

また、相談事業につきましては、令和元年度までは保健師による育児相談と助産師による授乳相談を別日に行っておりましたが、令和2年度からは対象者に考慮しまして同日に行うようになったため、開催回数は、令和元年度の20回、延べ人数35人から、令和3年度の11回、延べ人数45人となっております。

なお、今年度からは、感染防止対策を徹底した従来型の相談体制に加えまして、新たにオンライン体制を整備して実施しているところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○阿部 清委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。

それでは、次のページ、168ページの4款1

項2目、予防接種事業についてお伺いいたします。

全国的な話、全国的に見ますと、新型コロナの感染懸念から過度に定期健診とか予防接種を控えるということが、この令和3年度、少なからずあったようです。令和3年度において寒河江市でもそういった予防接種控えというものがあつたのかどうか、その数などが分かればと思います。特に乳幼児の場合、予防接種が遅れてしまうと免疫がつくのが遅れるので、大人の予防接種控えよりも非常に大きな問題につながるかと思っておりますので、子供とか乳幼児の予防接種はそういったコロナを懸念しての予防接種控えというのがあればちょっと問題だなと思うんですけれども、こういった点はいかがだったでしょうか。

○阿部 清委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 予防接種の事業につきましては健康福祉課の事業費になりますが、乳幼児についての御質問でありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

定期の予防接種につきましては、件数を把握はしておりますが、年度ごとにワクチン製造数や接種対象者の数が違ってきますので、比較条件は同じとは言えませんが、予防接種の接種件数が極端に少なくなるなど、明らかに減少しているという事例は見受けられないところであります。

なお、当市におきましては、接種控えによる重大な問題等は聞いておりません。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで、当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時50分

○阿部 清委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、228ページになります。10款1項3目の小中学校ICT活用支援事業についてお伺いさせていただきます。

令和2年度の補正予算でしたけれども、タブレットが配付されたのは年度末に近かったので、実質的にはこの令和3年度というのがGIGAスクール事業、1人1台のタブレットの初年度ということになるかと思っております。こちらもほかの自治体等の決算を見ていますと、思ったよりこのタブレットの修繕費が高額になったという事例が多々あったようです。当市では、タブレットに保険を掛けて配付しておりますので、追加の金額というのが多分かかってはいないと思うんですけれども、この1年間、令和3年度でどの程度タブレットの破損があつたのか教えていただければと思います。

あわせて、やはり1年生、6歳から使うものですので、一生懸命勉強すれば、これはある程度破損するものだと思います。しかし、その保険がどういった内容かちょっと分からないので何とも言えないんですけれども、例えば故意に壊してしまった場合は実費になりますよという、そういうものがあるのか分かりませんが、例えば保険で直らないような修繕とか破損というものがあつたのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○阿部 清委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 タブレットの破損件数

についてですけれども、小中学校合わせましてタブレットは3,393台ございます。その中で、昨年度破損した件数は520件になっております。割合としましては15.3%ということです。

故意に壊して保険対象外となった件数についてでございますが、昨年度は1件ございました。

以上でございます。

○阿部 清委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。では、その1件については、同じ物を親御さんから出してもらって買い直すというような対応をしたということなんでしょうか。

○阿部 清委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 保護者の方から修繕費を出していただいたところです。

○阿部 清委員長 そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 御質問させていただきます。

ページ数が257ページ、あと主要な施策の成果に関する説明書94ページ、あと決算審査意見書、監査及び資料というところで35ページと60ページが関係する記載があったところでございます。

それでは、早速質問します。

平成30年度からの国保制度改革によって、県と市町村の関係が変わって、県に対しては納付金を納付し、県からは支出金として交付されているこの制度ですけれども、決算を見ますと、前年度繰越金が1億1,892万円、今回の剰余金、黒字決算だったんですけれども1億5,973万円ということで、単年度では4,000万円なのか分かりませんが黒字の決算だったと報告さ

れているわけです。

ただ、収入率でいいますと現年度分が94.3%、これはずっと横ばいで、残念ながら収入未済も増えているわけです。滞納繰越分の収入率は16.4%ということで、過年度に入ればもうほとんど収入が見込めないような状況になってしまって、トータルの収入未済は2億3,600万円という状況があります。これはこれまで、昨年、一昨年とコロナ禍によって、これが長期に及んでしまっているということも一因だと思いますけれども、それによって失業者や生活困窮者が増え、国民健康保険税という税納付が滞っている状況がうかがえます。

先日、私、市内にある山形県国民健康保険団体連合会の武田事務局長はじめ関係の職員の方にいろいろ御質問をする機会がありました。今後の国保制度の状況や我々の負担はどうなっていくんだということを申しあげたんですけれども、社会保険支払基金とこの国民健康保険の統合問題が大きな課題になっている。その統合によるクラウド化、これによって財政運営の国保全体の継続が非常に大変になってくる。その効率化、健全化も求められている。一方で、本市もそうですけれども、国保の被保険者の減少、前年度と比べると132人減で7,699人という状況の中で、これからどうやってこの制度を維持していくかというのも、これは全国的な課題であると聞いてきました。先ほど言ったクラウド化によって開発費用が増大して、それをやっぱり負担してもらうようになってくると、そのクラウド化の年間のランニングコストなども考えると、やっぱり負担増にならざるを得ないんじゃないかということでありました。

私も納税者の一人なんですけれども、今後の見通しというか、先ほど申しあげた納税率が残念ながら低い状況の中で、当然、医療に対する国民皆保険に対してフォローしていかなければならない。そして最後の駆け込み寺であるセー

フティーネットたるこの制度をどのように今後運営していくのかというところを、決算審査の中でも記載はあるわけですが、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国民健康保険制度については、今渡邊委員からもありましたが、国民の医療、福祉、健康を守るということで重要な制度としてあるわけであります。我々としてもそういう制度をやっぴり維持していく、それが市民を守っていく制度だと理解をしております。

ただ、おっしゃるようになかなか収納率が上がっていかない。さらには人口も減っていく。そういう状況の中で、こういう制度を今後どういうふうに維持していくのか、あるいは維持するための財政的な基盤をさらに強固にしていくにはどうしたらいいのかということですが、大変おっしゃるようなこれからの不安材料、懸念材料というのは、山積とまではいかなくても、多々あると思っているところであります。そういうことについては、もちろん寒河江市だけの問題だけではありません。全国的な問題でありますけれども、私も県の国民健康保険の連合会の監査委員などもさせていただいておりますから、そういった中でいろいろと検討を重ね、そして市長会あるいは各自治体の意見の集約として県や国あたりに必要な事項などを要望していきながら、そして全体としてのセーフティーネットをさらに強固なものにしていく取組を、やはり今後なかなか先を見通せない状況ではありますけれども、待ったなしの状況にもなりつつあると理解しておりますから、そういうところを踏まえて対応していきたいと思っておりますし、またいろいろな機会を通じて各議員の皆さんからも御意見を頂戴しながら、自治体としての考えあるいは山形県内の自治体としての考えなどもまとめていければと思っております。

○阿部 清委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 御答弁ありがとうございます。

過去において、全国市長会からも国に対して要望書ということで出ているわけですが、やはり今後、このコロナ禍ということもありますけれども、少子化によつての税負担が大変厳しい状況、喫緊の課題であると私も思います。

財政調整基金が4,100万円ということと、市立病院への繰出金も出ているわけですが、やはりそれくらい大事な特別会計だと私も認識しておりますので、ぜひ今後、税収の確保、あとやっぴり適切な執行というところをさらに吟味していただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○阿部 清委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第39号令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する

る質疑はありませんか。

- 阿部 清委員長 古沢委員。
- 古沢清志委員 水道会計と下水道会計に共通することなんですけれども、課長の報告には、決算報告書は税込み、損益計算書は税抜きと報告されておりましたけれども、なぜ1つの会計でこういうふうに税込み、税抜きで分かれるのか、ちょっと分かりませんので教えていただきたいと思います。
- 阿部 清委員長 伊藤上下水道課長。
- 伊藤 孝上下水道課長 消費税抜きと消費税込みの記載の方法ですが、支出の場合、消費税を含んだままで支出します。会計上、消費税につきましては税務署に納付ということになるものですから、収入に当たらないわけなので、消費税を抜いて損益計算などを行うというルールに従って決算書を作成しております。

以上です。

- 阿部 清委員長 古沢委員。
- 古沢清志委員 ありがとうございます。分かりましたけれども、普通の会社ですと、確定申告する場合には、どちらか税込みで最後まで計算して、あるいは税抜きで最後まで計算するといったような方向なので、ちょっと理解し難いということがありましたのでお聞きしました。

分かりました。以上です。

- 阿部 清委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

- 阿部 清委員長 日程第13、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第6号、議第39号、議第40号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第7号

散 会 午前11時07分

- 阿部 清委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

